

平成30年度 第7回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

平成30年10月25日（木） 午後2時 開議

城辺庁舎2階インキュベート室

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（平成30年度第5回定例会）
- 日程第3 承認事項 会議録の承認について（平成30年度第6回定例会）
- 日程第4 報 告 教育長報告
- 日程第5 議案第31号 宮古島市体育施設指定管理者候補者選定について
- 日程第6 議案第32号 宮古島市文化財保護審議会への諮問について
- 日程第7 議案第33号 宮古馬保存事業補助金交付要綱の制定について
- 日程第8 議案第34号 宮古島市立学校設置条例の一部を改正する条例の議案提出依頼について
- 日程第9 議案第35号 宮古島市立小中一貫教育校に関する規則の制定について
- 日程第10 そ の 他 「結の橋学園」の教育課程について
- 日程第11 そ の 他 「宮古島市教育情報化推進計画」の報告について

議案第31号

宮古島市体育施設指定管理者候補者選定について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成30年10月25日

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例（平成25年宮古島市条例第35号）第21条により指定管理者による施設の管理を行わせる必要があるため、本案を提出します。

## 別紙

### 1. 指定管理を行わせる公の施設

名称	位置
宮古島市陸上競技場	宮古島市平良字東仲宗根935番地1
宮古島市総合体育館	宮古島市平良字東仲宗根675番地1
宮古島市民球場	宮古島市平良字西仲宗根1574番地1
宮古島市平良多目的屋内運動場	宮古島市平良字西仲宗根1575番地
宮古島市多目的前福運動場	宮古島市平良字西仲宗根1574番地7

### 2. 指定管理者候補者となる団体

名 称：一般社団法人 宮古島体育協会

代表理事：長濱 博文

住 所：宮古島市平良字東仲宗根935番地1

### 3. 指定の期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

議案第 3 2 号

宮古島市文化財保護審議会への諮問について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 3 0 年 1 0 月 2 5 日

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市指定文化財に指定するには、宮古島市文化財保護条例第 4 条第 3 項の規定により、宮古島市文化財保護審議会に諮問する必要があるため、本案を提出します。

別 紙

史跡 「アラフ遺跡」

- 1 種別 : 史跡
- 2 指定名称 : アラフ遺跡
- 3 所在地 : 宮古島市城辺字新城1538番地
- 4 諮問の理由 : 資料3参照

議案第 33 号

宮古馬保存事業補助金交付要綱の制定について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 30 年 10 月 25 日提出

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

提案理由

宮古馬保存会事務局が農林水産部畜産課より生涯学習部生涯学習振興課へと移管された事により、新しく補助金交付要綱を制定する必要があるので、本案を提出します。

(別紙)

## 宮古馬保存事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 宮古島在来の馬種で、生きた文化財でもある宮古馬の保存育成と利活用に寄与することを目的とする宮古馬保存会に対して予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、宮古島市補助金等交付規則（平成17年宮古島市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、宮古馬保存事業とする。

(対象経費)

第3条 補助金交付対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、宮古馬保存事業及び関連事業に要する経費とする。

(補助金の申請)

第4条 宮古馬保存会は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて教育長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他教育長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第5条 教育長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、申請に係る補助金交付対象事業が適正であると認めたときは、交付すべき補助金額を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(補助金交付の条件)

第6条 補助金の交付決定に付する条件は次のとおりとする。

- (1) 交付対象事業の内容を変更する場合は、あらかじめ計画変更承認申請書（様式第3号）を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ補助金中止（廃止）

承認申請書（様式第4号）を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに事故報告書（様式第5号）により教育長に報告を行い、その指示を受けなければならない。

（申請の取下げ）

第7条 宮古馬保存会は、補助金交付申請の取り下げをする場合は、補助金の交付決定通知を受けた日から起算して30日以内に、補助金交付申請取り下げ書（様式第6号）を教育長に提出しなければならない。

（状況報告）

第8条 宮古馬保存会は、教育長が状況報告を求めたときは、遂行状況報告書（様式第7号）を速やかに提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 宮古馬保存会は、当該事業が完了したとき若しくは当該事業等の廃止の承認を受けた日から起算して1か月以内又は交付を受けた年度の月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて実績報告書（様式第8号）を教育長に提出しなければならない。

- (1) 事業完了報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他教育長が必要と認める書類

2 前項の規定による期日に実績報告書を提出できない場合は、予め教育長にその理由と新たな提出期日を申し出なければならない。

（額の確定等）

第10条 教育長は、前条第1項の報告を受けたときは、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る交付対象事業等の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第6条の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、宮古馬保存会に補助金額確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。



(交付決定の取消し等)

第11条 教育長は、第6条第2号の規定による申請があった場合又は次に掲げる場合には、第5条の決定内容（第6条の規定に基づく承認とした場合は、その承認の内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 法令、この要綱又はこれらに基づく教育長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を交付対象事業以外の用途に使用した場合
- (3) 交付対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(前金払いの請求)

第12条 宮古馬保存会は、第5条による通知を受けたときは、交付決定補助金額の一部又は全額の概算支払いを請求することができる。

(補助金の精算請求)

第13条 宮古馬保存会は、第10条による通知を受けたときは、直ちに精算払請求書（様式第10号）を教育長に提出しなければならない。

(補助金の経理)

第14条 宮古馬保存会は、交付対象事業に要する経費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし関係証拠書類とともに交付対象事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する

様式第1号（第4条関係）

第 号  
平成 年 月 日

宮古島市教育委員会  
教育長 殿

団体の所在地  
団 体 名  
代 表 者

宮古馬保存事業補助金交付申請書

宮古馬保存事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、事業を実施したいので関係書類を添えて申請致します。

- 1 事業名
- 2 事業目的及び内容
- 3 交付申請金額 金 円
- 4 事業の実施期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
- 5 事業の実施場所
- 6 添付書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) その他の教育長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

宮古島市教育委員会指令第 号

団体の所在地

団 体 名

代 表 者

宮古馬保存事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け宮馬保第 号で補助金交付申請のあった \_\_\_\_\_  
事業については、宮古馬保存事業補助金交付要綱第5条の規定により金 \_\_\_\_\_ 円を  
交付する。

平成 年 月 日

宮古島市教育委員会  
教育長

- 1 この通知を受けた後、補助事業の内容に重要な変更が生じた場合は、予め教育長に届け出なければならない。
- 2 当該事業終了後1ヶ月以内又は交付を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を教育長に提出しなければならない。
- 3 補助金の執行にあたっては、宮古島市補助金交付規則及び宮古馬保存事業補助金交付要綱を遵守すること。

様式第3号（第6条関係）

第 号  
平成 年 月 日

宮古島市教育委員会  
教育長 殿

団体の所在地  
団 体 名  
代 表 者

宮古馬保存事業補助金計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け宮古島市教育委員会指令第 号で補助金交付決定通知を受けた宮古馬保存事業補助金について、下記のとおり事業計画の内容を変更したいので、承認願います。

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

- （備考）
- 1 変更の理由たる事実を明らかにする書類を添付すること。
  - 2 新旧対照表を添付すること。

様式第4号（第6条関係）

第 号  
平成 年 月 日

宮古島市教育委員会  
教育長 殿

団体の所在地  
団 体 名  
代 表 者

宮古馬保存事業補助金中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け宮古島市教育委員会指令第 号で補助金交付決定通知を受けた宮古馬保存事業補助金について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、承認をお願いします。

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

様式第5号（第6条関係）

第 号  
平成 年 月 日

宮古島市教育委員会  
教育長 殿

団体の所在地  
団 体 名  
代 表 者

### 宮古馬保存事業補助金事故報告書

平成 年 月 日付け宮古島市教育委員会指令第 号で補助金交付決定通知を受けた宮古馬保存事業補助金について、下記のとおり事故があったので報告します。

- 1 事業の進捗状況
- 2 事故発生までに要した経費
- 3 事故の内容及び原因
- 4 事故に対する措置

（備考）1 事故の原因たる事実を明らかにする書類を添付すること。

様式第6号（第7条関係）

第 号  
平成 年 月 日

宮古島市教育委員会  
教育長 殿

団体の所在地  
団 体 名  
代 表 者

宮古馬保存事業補助金交付申請取り下げ書

平成 年 月 日付け宮古島市教育委員会指令第 号で補助金交付決定通知を受けた宮古馬保存事業補助金について、宮古馬保存事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付の申請を取り下げます。

- 1 交付決定通知書の受領年月日
- 2 交付申請を取り下げようとする理由

様式第7号（第8条関係）

第 号  
平成 年 月 日

宮古島市教育委員会  
教育長 殿

団体の所在地  
団 体 名  
代 表 者

宮古馬保存事業補助金遂行状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって報告を求められた宮古馬保存事業補助金の遂行状況について、下記のとおり報告します。

- 1 事業の遂行状況（平成 年 月 日現在）
- 2 事業に要する経費の収支状況
- 3 その他参考となる事項



様式第8号（第9条関係）

第 号  
平成 年 月 日

宮古島市教育委員会  
教育長 殿

団体の所在地  
団体名  
代表者

宮古馬保存事業補助金実績報告書

平成 年 月 日付け宮古島市教育委員会指令第 号で交付決定通知を受けた  
宮古馬保存事業補助金について事業が終了したので関係書類を添えて報告します。

1 事業の実施期間

平成 年 月 日着手  
平成 年 月 日完了

2 事業成果

3 交付決定の額及びその精算額

経費区分	交付決定額	精算額	差引
計			

4 添付資料

- (1) 事業完了報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他教育長が必要と認める書類

様式第9号（第10条関係）

宮古島市教育委員会達第 号

団体の所在地

団 体 名

代 表 者

宮古馬保存事業補助金交付額確定通知書

平成 年 月 日付け宮古島市教育委員会指令第 号で決定した宮古馬保存事業補助金について、実績報告書の審査及び現地調査の結果、宮古島市補助金等交付規則（平成17年宮古島市規則第48号）第13条の規定により金 円に確定します。

平成 年 月 日

宮古島市教育委員会  
教育長

様式第 10 号 (第 13 条関係)

第 号  
平成 年 月 日

宮古島市教育委員会  
教育長 殿

団体の所在地  
団 体 名  
代 表 者

宮古馬保存事業補助金精算払請求書

平成 年 月 日付け宮古島市教育委員会達第 号で補助金額の確定を受けた宮古馬保存事業補助金について、精算払いを受けたいので、宮古馬保存事業補助金交付要綱第 13 条に基づき、下記のとおり請求します。

記

精算払請求額 金 円

区分	確定額	概算払既受領額	今回請求額
計			

議案第34号

宮古島市立学校設置条例の一部を改正する条例の議案提出依頼について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成30年10月25日

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市立伊良部保育所及び幼稚園の一体化による宮古島市立認定こども園の設置に伴い、宮古島市立伊良部幼稚園を廃止するには、条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

宮教総第 号  
平成30年 月 日

宮古島市長  
下地 敏彦 殿

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

12月定例議会議案提出について（依頼）

みだしの件について、12月定例議会へ下記の議案提出を依頼します。

記

宮古島市立学校設置条例の一部を改正する条例について

議案第 号

宮古島市立学校設置条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成30年 月 日提出

宮古島市長  
下地 敏彦

提案理由

宮古島市立伊良部保育所及び幼稚園の一体化による宮古島市立認定こども園の設置に伴い、宮古島市立伊良部幼稚園を廃止するには、条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

## 別紙

### 宮古島市立学校設置条例の一部を改正する条例

宮古島市立学校設置条例（平成17年宮古島市条例第190号）の一部を次のように改正する。

別表第3 宮古島市立伊良部幼稚園の項を削る。

### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 35 号

宮古島市立小中一貫教育校に関する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 30 年 10 月 25 日提出

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市立の小学校及び中学校が、学校教育法施行規則第 79 条の 9 の規定に基づき、中学校併設型小学校、小学校併設型中学校として小中一貫教育を施すには、規則を定める必要があるため本案を提出します。



(別紙)

## 宮古島市立小中一貫教育校に関する規則

(設置)

第1条 この規則は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11条）第79条の9の規定に基づき、小学校における教育と中学校における教育を一貫して実施する中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校（以下「小中一貫教育校」という。）について必要な事項を定める。

(名称)

第2条 次の表の左欄に掲げる小学校及び同表中欄に掲げる中学校は、小中一貫教育校とし、同表右欄に掲げる名称を称する。

小学校の名称	中学校の名称	小中一貫教育校の名称
宮古島市立 伊良部島小学校	宮古島市立 伊良部島中学校	宮古島市立小中一貫教育校 結の橋学園

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、宮古島市教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。